

第 3 0 号 議 案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 3 9 年 亀 岡
市 条 例 第 4 8 号）の一部を改正する条例を次のように制定するもの
とする。

令 和 6 年 1 2 月 2 0 日 提 出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 3 9
年 亀 岡 市 条 例 第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条 第 2 項 中 「 1 2 月 に 支 給 す る 場 合 に お い て は 1 0 0 分 の
1 7 0 」 を 「 1 2 月 に 支 給 す る 場 合 に お い て は 1 0 0 分 の 1 7 5 」
に 改 め る 。

第 2 条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次
の よ う に 改 正 す る 。

第 8 条 第 2 項 中 「 1 0 0 分 の 1 7 0 」 を 「 1 0 0 分 の
1 7 2 . 5 」 に 、 「 1 0 0 分 の 1 7 5 」 を 「 1 0 0 分 の
1 7 2 . 5 」 に 改 め る 。

附 則

（ 施 行 期 日 等 ）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて、令和 6 年 1 2 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き上げること。

- (1) 令和6年12月支給の期末手当の支給割合を次のとおりとすること。

支給月	改正前	改正後
12月	1.700月分	1.750月分

- (2) 令和7年度からの期末手当の支給割合を次のとおりとすること。

支給月	改正前	改正後
6月	1.700月分	1.725月分
12月	1.750月分	1.725月分
合計	3.45月分	3.45月分

- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用すること。ただし、1の(2)の改正については、令和7年4月1日から施行すること。